

「新潟めぐり！秋の休日チケット」利用約款

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する「新潟めぐり！秋の休日チケット」（以下「チケット」といいます。）について適用します。

(対象車両)

第2条 券面表示の普通車又は軽自動車等（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号）第25条第1項により当社が公告する高速道路の料金車種区分によります。以下同じ。）が対象です。

(適用期間等)

第3条 適用期間は、平成23年9月23日（金）から平成23年12月11日（日）までとします。

2 このチケットは、適用期間中の土曜、日曜、祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年7月20日法律第178号）第2条に規定する「国民の祝日」及び第3条に規定する「休日」をいう。以下同じ。）1日間に限りご利用できます。

3 平成23年11月4日（金）は休日として扱います。

4 第4条第3項に規定する有効日の判定は、出口料金所の取扱時刻によるものとします。ただし、日本海東北自動車道 荒川胎内ICを出口としてご利用する場合は、中条本線料金所の取扱時刻をもって判定します。

(利用方法)

第4条 新潟県内の高速道路（北陸自動車道／親不知IC～新潟西IC、関越自動車道／湯沢IC～長岡JCT、上信越自動車道／妙高高原IC～上越JCT、日本海東北自動車道／新潟亀田IC～荒川胎内IC、磐越自動車道／津川IC～新潟中央IC）の各ICを出発地及び到着地として利用される場合、券片1枚につき、チケット表紙記載の車種に属する自動車1台がご利用いただけます。ただし、スマートICを除きます。

2 券片は、出口料金所または本線料金所で、料金の支払い単位ごとに1枚回収させていただきます。

3 最初の券片を回収する際、冊子本体に日付印を押印します。この日付がチケットの有効日となります。

4 券片は5枚綴りとなっています。有効日内で最大5回まで、第1項に規定する新潟県内の高速道路をご利用いただけます。

5 ETCをご利用の場合は、チケットをご利用いただくことはできません。

6 高速道路の通行止めによる強制流出で出口料金所を通行する場合には、「通行止めご利用

用券」を1枚回収させていただきます。

- 7 チケット表紙記載の車種が普通車の場合は、軽自動車等でもご利用いただけます。
- 8 チケットは、1冊につき同時に2台以上でご利用いただくことはできません。
- 9 実際に通行された区間の料金と券面表示の料金との差額の払い戻しはいたしません。
- 10 チケットは、特別の事情により利用を中止することがあります。

(無効)

第5条 チケットは、次の各号の一に該当する場合は無効として回収し、通行された全区間の料金を全額現金等でお支払いいただきます。この際、不正な使用と認められる場合は、所定の割増金を併せて徴収させていただきます。

- 一 汚損または破損等により券面表示事項が不明となったチケットを使用されたとき。
- 二 券面表示事項または係員が記入もしくは押印した内容が改ざんされたチケットを使用されたとき。
- 三 冊子から切り離されたチケットを使用されたとき。ただし料金所係員が誤って切り離れたときでチケット裏面に料金所日付印が押印されクリップ等でとめられたチケットは除く。
- 四 有効日が過ぎたチケットを使用されたとき。
- 五 その他不正な通行の手段としてチケットを使用されたとき。

(領収書の発行)

第6条 領収書は新潟県内の当社各料金所事務室、北陸自動車道 黒埼パーキングエリア インフォメーション(上下)、関越自動車道 越後川口サービスエリア インフォメーション(上下)及び新潟支社(以下「料金所等」といいます。)でチケットを購入された時のみ発行いたします。チケットご利用時に領収書・利用証明書の発行はいたしません。

(払い戻し)

第7条 チケットの一部が使用された後の払い戻しはいたしません。

- 2 完全に未使用のチケットに限り、平成24年1月31日(火)まで、料金所等において払い戻しいたします。

(払い戻し手数料)

第8条 払い戻しを行う場合は、手数料としてチケット1冊につき200円(消費税込み)を申し受けます。

(車種の変更)

第9条 チケットは、理由の如何を問わず異なる車種への交換をいたしません。

(再発行)

第10条 チケットは、理由の如何を問わず再発行いたしません。

(免責事項)

第11条 当社は、次の各号に掲げるときにチケット利用者が被った被害について、一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない事由により、チケットの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 通行止めもしくは渋滞により、チケットの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第12条 この約款は、特別の事情により変更することがあります。

《 附 則 》

この約款は、平成23年9月23日から平成23年12月11日までの間適用します。

ただし、払い戻しに関する事項は、平成23年9月21日から平成24年1月31日までの間適用します。

「新潟めぐり！秋の休日チケット」のプライバシー保護に関する方針

東日本高速道路株式会社

「新潟めぐり！秋の休日チケット」を実施する東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)は、個人情報の重要性を認識しその保護の徹底をはかり、お客さまからの信頼を得るために、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、以下に掲げた事項を基本方針として、お客さまの個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

(1)管理のための措置

・当社は、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、社内規程類やマニュアルの整備といった内部管理体制の構築及び運用ならびに情報システムの安全対策を実施することにより、お客さまの情報を厳重に管理いたします。

(2)個人情報の取得

・当社は、「新潟めぐり！秋の休日チケット」の利用アンケート回収時において、氏名、住所、電話番号など、必要な個人情報を取得いたします。

(3)個人情報の利用及び提供

・当社は、取得したお客さまに関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。

- 1、「新潟めぐり！秋の休日チケット」を提供するために利用する場合
- 2、「新潟めぐり！秋の休日チケット」の提供に付随する業務に利用する場合
- 3、当社の宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のために利用する場合
- 4、当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
- 5、「新潟めぐり！秋の休日チケット」の利用状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
- 6、「新潟めぐり！秋の休日チケット」のアンケート情報による分析及び抽選により当選されたお客さまへのプレゼント送付を行う場合

・当社は、法令に基づく場合等を除き、お客さまの同意を得ることなくお客さまの個人情報を第三者に開示又は提供することはありません。

(4)個人情報の適正な管理

・当社は、「新潟めぐり！秋の休日チケット」に関して、お客さまにより良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力いたします。

・当社は、個人情報の漏えい、滅失、き損又は、不正アクセス等の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を行います。

(5)個人情報の処理に従事する者の責任

・「新潟めぐり！秋の休日チケット」に関して個人情報の処理を行う社員、あるいは行った社員は、職務

上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりいたしません。

(6)個人情報の開示とその訂正

- ・当社は、お預かりしているお客さまの個人情報について、お客さまご自身から個人情報の開示のお申し出があったときは、「新潟めぐり！秋の休日チケット」の業務を遂行するにあたり著しい支障を及ぼす場合、又は法令に違反することとなった場合を除き、遅滞なくこれをお客さまに開示します。

(7)個人情報の保護管理者

- ・当社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。
- ・個人情報保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を明確にいたします。

(8)ご意見対応

- ・当社は、個人情報の利用、提供、開示情報の訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。